

呉市立地適正化計画（改定素案）について

1 呉市立地適正化計画の概要

(1) 策定の目的

全国的に人口減少傾向が進む中、呉市においても同様の傾向にあることから、コンパクトで持続可能なまちづくりの推進を目的として、令和2年9月に「呉市立地適正化計画」（以下「本計画」といいます。）を策定しました。

本計画は、コンパクトシティの実現と活力あふれるまちづくりに向け、医療・福祉・商業施設等の都市機能と居住機能の適正な配置の考え方について市民、事業者及び市役所等で共有を図るとともに、戦略的な誘導のための実施計画として位置付けています。

(2) 改定の趣旨

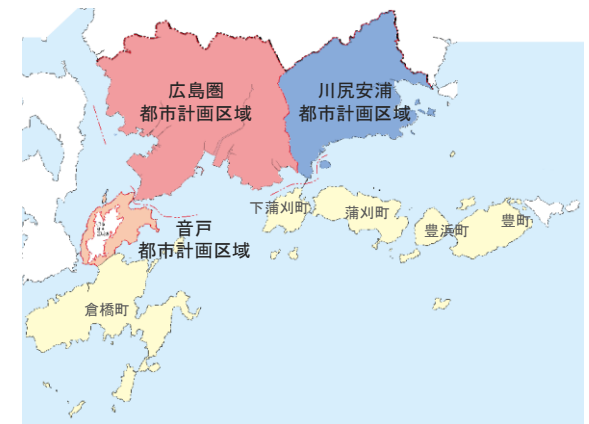
この度の改定は、都市再生特別措置法（平成14年法律第22号）の改正を受け、本計画に、新たに都市の防災に関する機能の確保に関する指針（以下「防災指針」といいます。）を追加するとともに、本計画の進捗状況や関連計画との整合を図るための一部見直しを行うものです。

(3) 計画対象区域

計画対象区域については、原則として都市計画区域全域とされていることから、呉市においても、都市計画区域の全域を対象とします。

ただし、本計画は、呉市の持続可能なまちづくりに向けた計画として位置付けていることから、都市計画区域外の地域との連携を踏まえた計画としています。

【計画対象区域】



(4) 計画期間

立地適正化計画は、都市計画マスタープランと調和し、おおむね20年後の都市の姿を展望しながら、併せてその先の将来も考慮する必要があるため、本計画の目標年次を呉市都市計画マスタープランと同じ令和17年とします。

(5) 改定計画の構成及び主な見直し内容

改定計画の構成及び主な見直し内容は、次のとおりです。

構成	現行計画の記載内容	改定計画の見直し内容	改定素案の該当ページ
第1章 立地適正化計画の概要	・策定の目的と位置付け ・上位・関連計画 ・計画期間と対象区域 ・構成	上位・関連計画の内容を変更	P 1～6
第2章 呉市の現況と課題	・呉市の概況・特徴 ・呉市を取り巻く状況 ・呉市の現況と課題	一部のデータを更新	P 7～43
第3章 立地の適正化に関する基本的な方針	・目指すべき都市像 ・リーディングプロジェクト (呉駅周辺地域総合開発基本計画) ・都市機能誘導区域と居住誘導区域に関する基本方針 ・公共交通に関する基本方針	上位・関連計画の改定による表現の修正	P 44～55
第4章 誘導施設及び 誘導区域等の設定	・誘導施設の設定 ・誘導区域等の設定 ・誘導施策の設定 ・コンパクトな都市構造を実現する取組のまとめ ・届出制度	検討委員会での意見や事業の進捗状況等を踏まえた誘導施策の見直し	P 56～115
第5章 防災指針	(現行計画に記載なし)	新たに追加	P 116～184
第6章 計画の推進	・取組目標 ・計画の進行管理	関連事業及び関連計画の進捗等に伴い、一部目標を変更	P 185～188

2 改定素案の概要

主な見直し内容について記載しています。

素案P55

(1) 公共交通に関する基本方針【呉市地域公共交通計画（素案）から抜粋】

第5次呉市長期総合計画に掲げている「公共交通体系の再編を進め、持続可能な公共交通ネットワークを形成するとともに、自動運転やMa a Sなどのスマートモビリティの取組を、国道、鉄道駅、港といった複数の交通モードが集積した呉駅周辺地域から市内全域に拡大」していくことを実現するため、「人の暮らし」を中心とした、地域全体で支える交通体系の実現を目指し、人の移動に着目した視点への転換や地域住民等の交通事業者以外の分野との「共創」により、地域主導型交通等（互助輸送を含みます。以下同じ。）の多様な輸送資源の活用も視野に入れ、市内の各地区それぞれの実情に応じた、持続可能で多様な「おでかけ」が可能となる地域の交通の検討を進めます。

ア 目指す姿（基本的な方針）

- ・ 日常の移動需要（通学・通勤・通院・買い物）を満たす交通サービスの確保
- ・ 近隣の都市との接続性の確保（広島市など）
- ・ 中核市として、まちの魅力向上を図るため、コンパクト・プラス・ネットワークに資する、快適に多様なおでかけが可能となる環境の確保
- ・ 自家用車から公共交通や地域主導型交通等による移動への転換を図り、脱炭素社会の実現に貢献するとともに、自動車運転免許が無くても安心して暮らせる、魅力的な地域の交通の安定的な供給
- ・ 財政的に持続可能な交通体系の構築

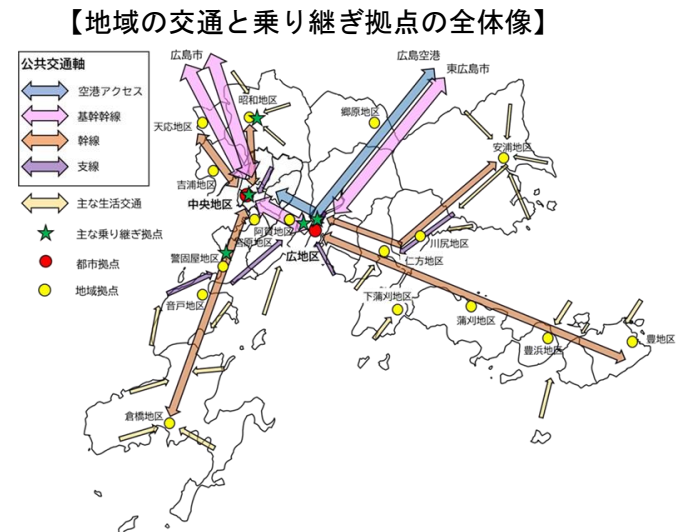
イ 理想とするサービス水準

中心拠点と地域・生活拠点、各拠点を結ぶ公共交通であり、交通ネットワークの骨格となる「公共交通軸」及び地区内の移動需要を満たすとともに、公共交通軸に接続し、地区外への移動に対応する「生活交通」並びに複数の移動手段が結節する「乗り継ぎ拠点」について、目指す姿を実現するため、サービス水準を設定します。

なお、サービス水準は、呉市の都市計画や地域特性に応じて設定します。

ウ 地域の交通と乗り継ぎ拠点の全体像

目指す姿の実現に係る地域の交通と乗り継ぎ拠点の全体像は右図のとおりです。



出典：呉市「呉市地域公共交通計画（素案）」

(2) 誘導施策の設定

本計画では、都市や居住、公共交通に関する解決すべき課題を分析し、持続可能なまちづくりの実現に向けて五つのまちづくりの方針を定め、この方針に基づき、都市機能や居住の誘導を図るための誘導施策を次のとおり位置付けています。

■都市機能誘導区域に誘導施設の立地を誘導するための施策

	まちづくりの方針1 若者や子育て世代のニーズに 応える環境整備による、若者 の定住を促進するまちづくり	まちづくりの方針2 魅了ある地域資源を生かし、 中心市街地や各地域の交流を 導き、呉市のにぎわいを生み 出すまちづくり	まちづくりの方針3 地域規模等に応じた都市機能 と公共施設等の適正配置によ る、生活利便性の高い、歩い て暮らせるまちづくり	まちづくりの方針4 安全な市街地への居住誘導に よる、安心して暮らせるまち づくり
【継続施策（主なもの）】				
誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助 制度の活用	○	○	○	
中心市街地のにぎわいと交流を生み出す施設の機 能強化		○		
観光産業による所得向上と雇用創出		○		
民間活力によるにぎわいの創出		○		
ウォーカブルなまちづくりの推進			○	
呉市公共施設等総合管理計画等に基づく公共施設 の適正配置			○	
防災拠点の機能の強化				○
【新たに検討が必要な施策（主なもの）】				
誘導施設（公共・民間）の整備に対する国の補助 制度の活用（税制上の特例措置等の活用）	○	○	○	
都市計画制度の活用	○	○	○	
関係人口の創出によるにぎわいづくり【追加】		○		

■居住誘導区域内に居住を誘導するための施策

	まちづくりの方針1 若者や子育て世代のニーズに応える環境整備による、若者の定住を促進するまちづくり	まちづくりの方針2 魅力ある地域資源を生かし、中心市街地や各地域の交流を導き、呉市のにぎわいを生み出すまちづくり	まちづくりの方針3 地域規模等に応じた都市機能と公共施設等の適正配置による、生活利便性の高い、歩いて暮らせるまちづくり	まちづくりの方針4 安全な市街地への居住誘導による、安心して暮らせるまちづくり
【継続施策（主なもの）】				
医療体制の継続的な確保と人材育成	○			
地域における子育て支援の充実	○			
雇用の創出・定住につながる新産業の育成	○			
都市計画制度の活用による良好な居住環境の形成	○			
コミュニティ形成の場の創出【追加】	○			
AI や IoT 等の新技術の活用（スマートチャレンジくれの推進）【追加】	○		○	○
地域で支える健康・医療・福祉環境の構築			○	
道路や公園、上下水道等の暮らしを支える社会基盤の適正な維持・整備			○	
定住・移住の促進				○
防災知識の普及啓発と避難体制の整備				○
防災・減災機能の強化による市街地の強靱化 ^{じん}				○
【新たに検討が必要な施策（主なもの）】				
都市環境の保全と形成【追加】		○		○
災害リスクが低いエリアへの移転の検討【追加】				○
AI や IoT 等の新技術の活用（インフラ DX の活用の検討）【追加】				○

■居住や誘導施設の立地の誘導と一体的に取り組む交通施策【呉市地域公共交通計画（素案）から抜粋】

まちづくりの方針5 まちづくりと連携した公共交通ネットワークの形成による、つながりの強いまちづくり	公共交通軸の強化 地域の実情に応じた生活交通の展開 乗り継ぎ・待合環境の向上 車両や施設のバリアフリー化の推進 分かりやすい情報の提供 使いやすい運賃体系の構築 公的負担額の削減に向けた経営努力 地域の交通の利用促進	運転手・船員の確保・育成 災害時の交通機能確保 交通マネジメント体制の整理 地域の交通を支える住民意識の醸成 D X・G Xによる持続可能な交通に向けた取組 自転車環境整備 ウォーカブルなまちづくりの推進
--	--	---

(3) 第5章 防災指針

素案P116～P184

ア 防災指針の基本的な考え方

(7) 防災指針の策定について

これまで我が国では、関東大震災や阪神・淡路大震災での被害を教訓として、都市火災対策や建築物の耐震性の向上等の都市防災対策を進めてきましたが、近年では、気候変動に伴う豪雨災害の頻発化・激甚化、東日本大震災や能登半島地震による津波の被害、南海トラフ巨大地震発生の切迫性の高まり等を踏まえ、様々な災害に対応する防災まちづくりの必要性が大きく高まっています。

呉市においても、土砂崩れや高潮による浸水等により、市民の生命や財産等が甚大な被害を受け、その度に災害から立ち直る経験を重ねてきた歴史があります。

こうした中、計画に記載する事項として防災指針が新たに位置付けられ、災害リスクを踏まえた防災まちづくりの目標を設定し、災害に強いまちづくりと併せて都市のコンパクト化を進めることが必要とされています。

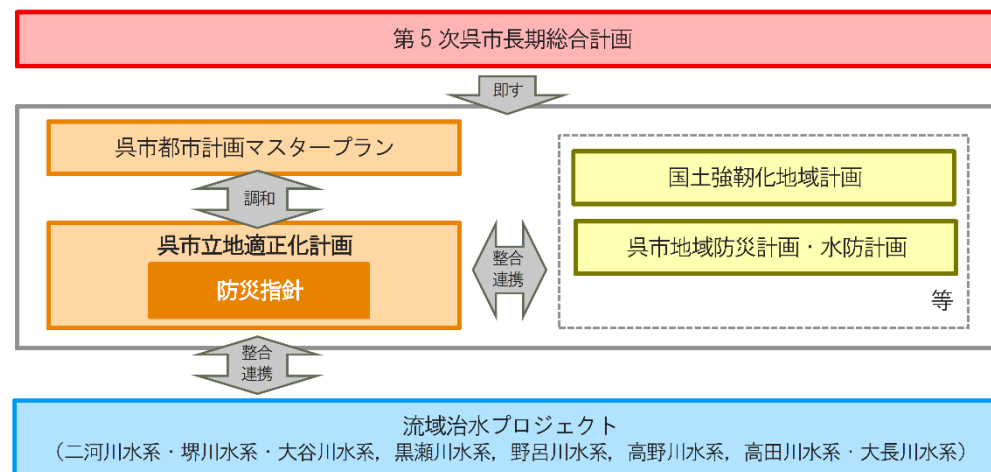
これを受けて、呉市では本計画のまちづくり方針4「安全な市街地への居住誘導による、安心して暮せるまちづくり」の実現に向け、防災・減災対策を計画的かつ着実に取り組むことを目的とした「防災指針」を定めます。

(イ) 防災指針の位置付け

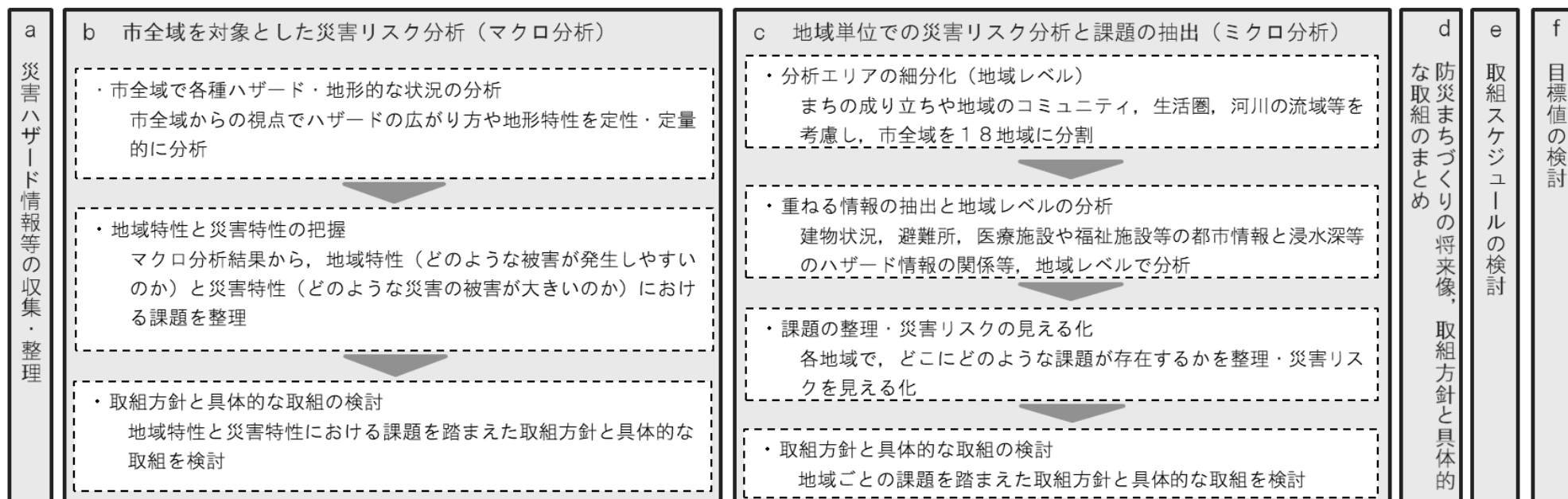
呉市の防災指針は、中長期的な都市の将来像を示す「呉市都市計画マスタープラン」と調和し、まちづくり政策や産業政策も含めた総合的な取組をとりまとめた「国土強靱化地域計画」や、各種災害の予防、応急対策、復旧・復興までの市全域を対象とした一連の防災関連事項を定めた「呉市地域防災計画・水防計画」、国・県・市の連携による「流域治水プロジェクト」等と整合・連携を図りつつ、まちづくりにおける総合的かつ計画的な防災・減災対策を進めるための方針として位置付けます。

また、防災指針は、居住誘導区域等における防災・減災対策の取組方針等を位置付けることとされていますが、呉市では、全域において持続的なまちづくりを推進することとしていることから、居住誘導区域等を含まない地域（都市計画区域外の地域）についても対象とします。

【防災指針の位置付け】



(ウ) 防災指針策定の流れ



イ 災害ハザード情報等の収集・整理

(7) 分析の対象とする災害

呉市の地域特性や、呉市において指定・公表等がされている「洪水」、「高潮」、「土砂災害」、「津波」、「地震」及び「ため池氾濫」を分析の対象とします。

また、ミクロ分析では、これらの災害ハザード情報に都市情報を重ね合わせた分析を行います。

■使用する災害ハザード一覧

項目		災害ハザード情報
災害 特性	洪水	・ 洪水浸水想定区域 ・ 洪水浸水継続時間 ・ 家屋倒壊等氾濫想定区域
	高潮	・ 高潮浸水想定区域 ・ 高潮浸水継続時間 ・ 平成16年台風16号・18号の浸水実績
	土砂災害	・ 土砂災害警戒区域 ・ 土砂災害特別警戒区域
	津波	・ 津波災害警戒区域
	地震	・ 震度分布 ・ 液状化危険度
	ため池氾濫	・ ため池浸水想定区域

■使用する都市情報一覧

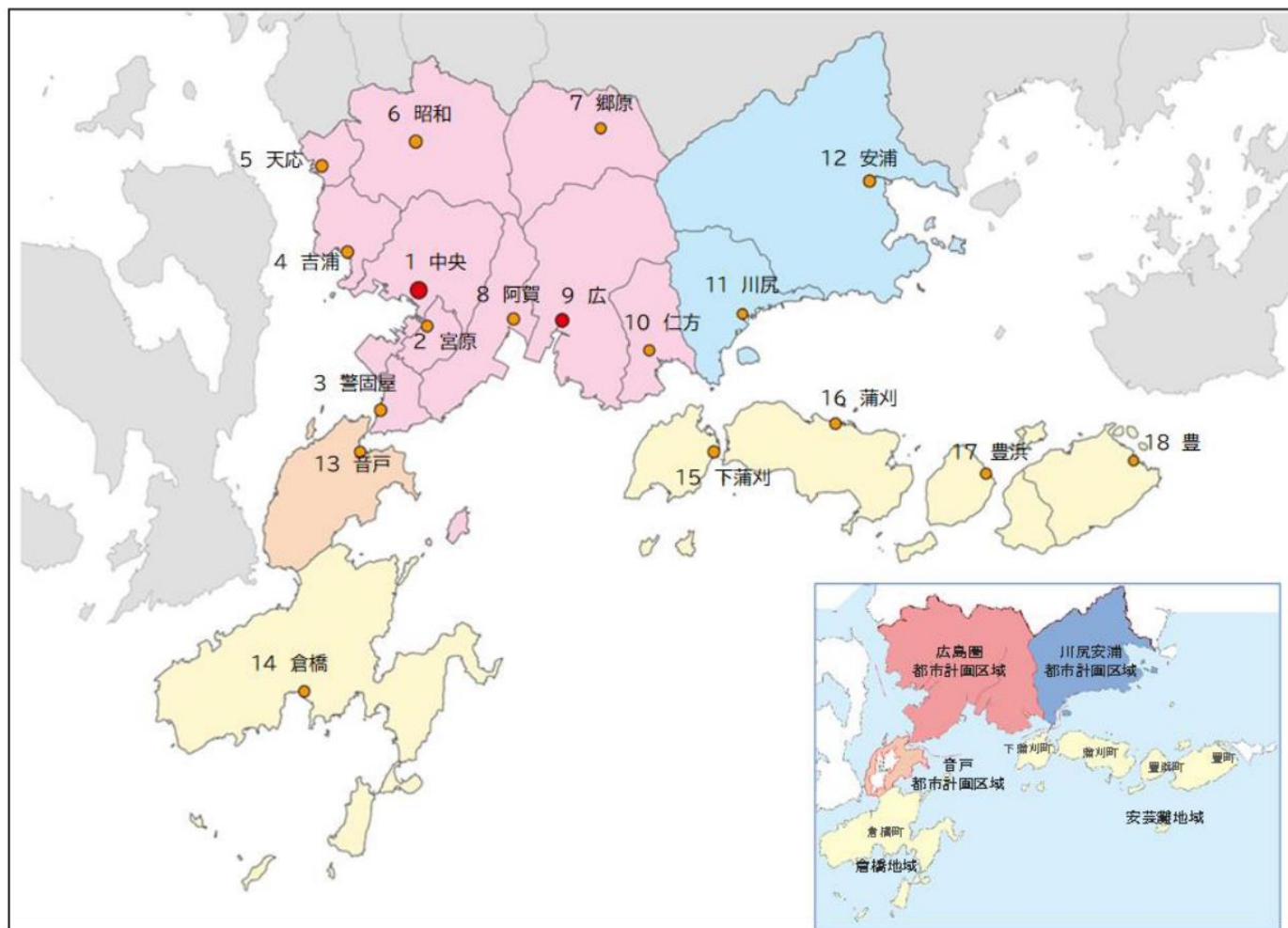
都市情報
建物情報（建物分布，建物構造）
避難所・避難場所
都市機能（医療・福祉機能）
インフラ（上・下水，排水機場等）
緊急輸送道路
大規模盛土造成地

(イ) 分析の単位

マクロ分析では、市全域を対象とし、地形や都市の成り立ち等の地域特性や災害リスクの状況を俯瞰的に捉え、災害特性を把握します。

ミクロ分析では、細分化した地域レベルにおいて、災害リスクの高い箇所を抽出し、災害リスクの見える化を行います。なお、地域区分については、まちの成り立ちや生活圏、地形条件などを考慮して、「呉市都市計画マスタープラン」で定める都市拠点及び地域拠点の18地域を分析の単位とします。

【ミクロ分析の単位】



(1)	中央地域
(2)	宮原地域
(3)	警固屋地域
(4)	吉浦地域
(5)	天応地域
(6)	昭和地域
(7)	郷原地域
(8)	阿賀地域
(9)	広地域
(10)	仁方地域
(11)	川尻地域
(12)	安浦地域
(13)	音戸地域
(14)	倉橋地域
(15)	下蒲刈地域
(16)	蒲刈地域
(17)	豊浜地域
(18)	豊地域

ウ 市全域を対象とした災害リスク分析（マクロ分析）

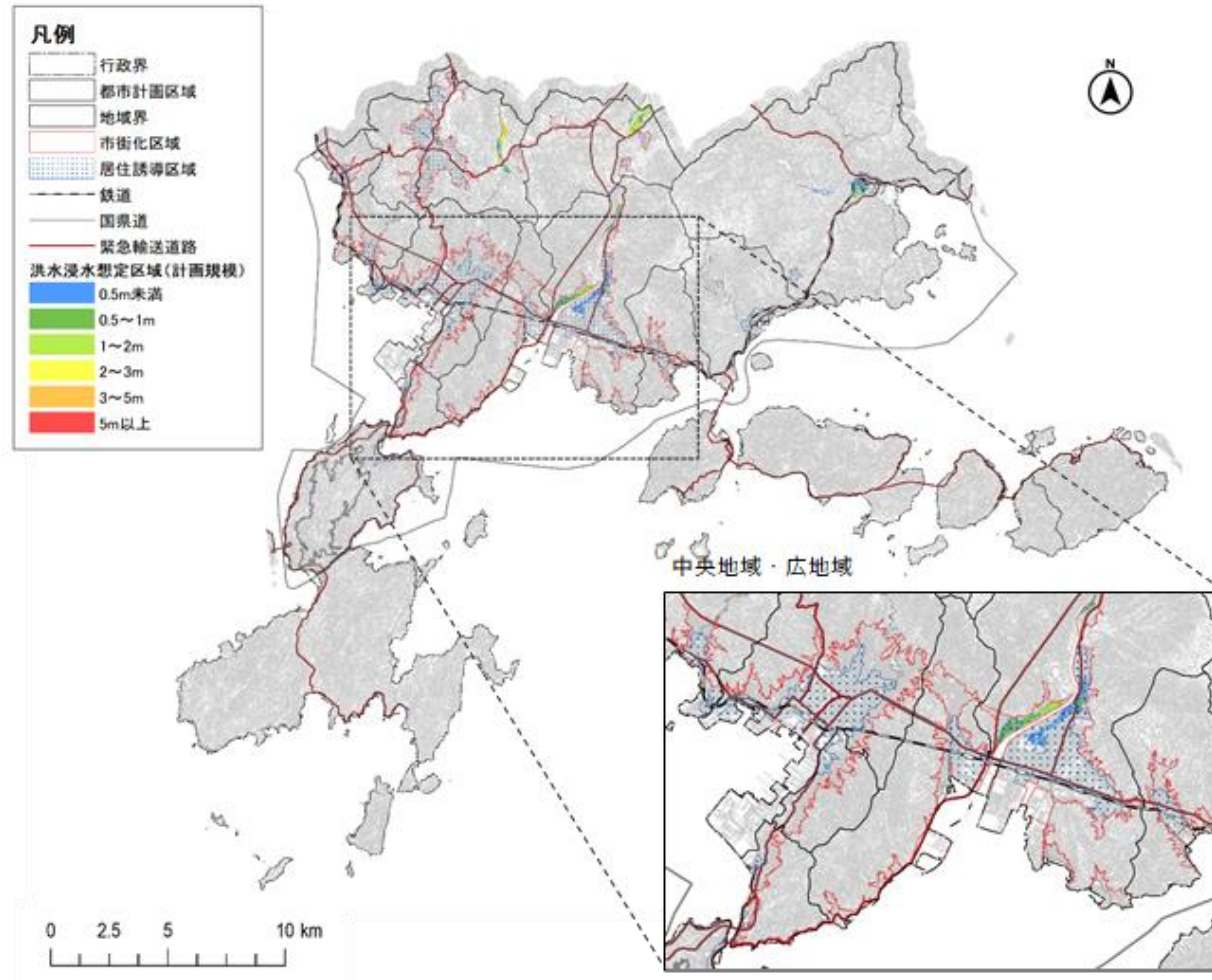
マクロ分析では，市全域における防災上の課題を抽出し，取組方針及び具体的な取組内容を定めます。

■マクロ分析の例（洪水浸水想定区域）

計画規模（L1）

河川整備計画の基本となる規模

※想定する発生確率 二河川・野呂川：50年に1回程度，黒瀬川：100年に1回程度



出典：広島県「洪水ポータルひろしま」（令和2年12月）より作成

■分析の結果

- ・計画規模降雨による洪水が発生した場合，浸水リスクは，昭和地域の東部の二河川沿川，黒瀬川沿川及び野呂川沿川に分布

■洪水浸水ランク別の面積割合 単位：％

浸水区分 (m)	計画規模（L1）						合計
	～ 0.5	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～	
市全域	0.2	0.1	0.1	0.0	0.0	0.0	0.4
用途地域	1.3	0.7	0.4	0.0	0.0	0.0	2.4
居住誘導区域	2.4	1.0	0.2	0.0	0.0	0.0	3.6

ミクロ分析では、各地域における防災上の課題を抽出し、取組方針及び具体的な取組内容を定めます。

[illegible]

II. 地震を起因とした災害：土砂災害×津波×ため池氾濫

土砂災害・津波

- 医療・福祉機能やインフラ施設が複数存在する。
- リスクの低減(ハード)
 - 上下水道施設の防災機能強化
- リスクの低減(ソフト)
 - 避難確保計画の作成支援

中央地域で計画されている事業

- 河川事業（内神川）
- 海岸保全事業（奥港海岸（宝町））
- 砂防事業（袴堤川、馬川、上畑川、迫川・惣付川）
- 急傾斜地崩壊対策事業（西畑付町5、内神町20、西郷寺下地区、東町2丁目7地区）
- 道路改良事業（広島県道線、呉平谷線、中央二河間線（無電柱化））
- 公園事業（中央公園（防災公園））
- 上下水道事業（各施設の強固化・耐震化）

地震

- 旧新築基準木造建物が分布しており、倒壊するおそれがある。
- 倒壊建物により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)
 - 災害に強い道路ネットワークの構築
- 住宅・建築物の耐震化や老朽空き家の除却の促進

土砂災害

- 土砂災害により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)
 - 災害に強い道路ネットワークの構築

土砂災害

- 居住誘導区域において、徒歩圏内に避難所がない。
- リスクの低減(ソフト)
 - 早期避難の意識醸成

土砂災害

- 土砂災害により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)
 - 災害に強い道路ネットワークの構築

津波

- 津波により、緊急輸送道路が不通となるおそれがある。
- リスクの低減(ハード)
 - 災害に強い道路ネットワークの構築

凡例

- 行政界
- 市域界
- 都市計画区域
- 市街化区域
- 居住用途地域
- 農用地
- 国道路
- 緊急輸送道路
- 避難場所・避難経路
 - 避難所・避難場所(土)
 - 避難所・避難場所(水)
 - 避難所・避難場所(地)
 - 避難所・避難場所(土・地)
 - 避難所・避難場所(土・水・地)
 - 避難所・避難場所(土・水)
- 都市機能
 - 医療機関
 - 福祉施設
- インフラ施設
 - 上下水道、排水設備等
 - 大規模建造物・高層ビル
 - 大規模建造物・高層ビル
- 災害
 - 津波災害想定浸水域(高潮水位12m未満)
 - 最大波浪
 - 土砂災害・土石流危険区域
 - 土砂災害・土石流危険区域

オ 防災まちづくりの将来像と取組方針

(7) 防災まちづくりの将来像

防災まちづくりにおいては、誰もが地域の災害リスクの認識・共有をした上で、市民、事業者及び市・県・国が一体となって、地域の防災力を向上させることが重要なポイントになります。本計画における防災まちづくりの将来像を次のとおり設定します。

《防災まちづくりの将来像》

多様な主体が相互に連携し、地域の防災力の向上による、安心して住み続けられるまちづくり
～市民・事業者・市・県・国が共に災害リスクを認識し、それぞれの役割で共に助け合う～

(4) 取組方針及び具体的な取組

防災まちづくりの将来像の実現に向け、マクロ分析及びミクロ分析から抽出された防災上の課題並びにまちづくりの方針4（安全な市街地への居住誘導による、安心して暮らせるまちづくり）を推進するために位置付けた誘導施策を踏まえた、取組方針及び具体的な取組を次ページのとおりに定めます。

■取組方針及び具体的な取組

対策の分類	取組方針	具体的な取組	実施主体	実施時期の目標		
				短期	中期	長期
リスクの回避 災害時に被害が発生しないようにする（回避する）ための取組	都市的土地利用の抑制	土砂災害特別警戒区域の市街化調整区域への編入	県・市	→	→	→
	定住・移住の促進	災害リスクの低いエリアへの住み替えの促進，土砂災害防止法第26条による移転勧告の活用を検討	県・市	→	→	→
		高齢者ニーズに応じた住まいの提供支援	市	→	→	→
リスクの低減（ハード） 災害時の被害をハード対策により軽減させるための取組	流域治水の促進	流域治水プロジェクトに基づいた事前防災対策	国・県・市	→	→	→
	都市基盤の整備	河川改修の促進	国・県・市	→	→	→
		海岸保全施設の整備	県・市	→	→	→
		土砂災害対策の推進（砂防事業，急傾斜地崩壊対策事業）	国・県・市	→	→	→
		大規模盛土造成地の地質調査，地盤解析等の実施	市	→	→	→
		ため池の補強・廃止工事の推進	県・市	→	→	→
		上下水道施設の防災機能強化	市	→	→	→
		災害に強い道路ネットワークの構築	国・県・市	→	→	→
		公共施設の耐震化の推進	市	→	→	→
		住宅・建築物の耐震化や老朽空き家の除却の促進	市・市民	→	→	→
	防災拠点の機能強化	市役所・市民センター等の機能強化や呉駅における防災拠点機能の整備	市・事業者	→	→	→
		公園の防災機能の強化・充実	市	→	→	→
リスクの低減（ソフト） 災害時の被害をソフト対策により軽減させるための取組	孤立予想集落の災害予防対策	救援体制の充実，孤立に強い集落づくり	市・市民	→	→	→
	地域防災力の充実・強化	自主防災組織の結成・育成の促進	市・市民	→	→	→
	早期避難の意識醸成	防災情報メールの登録促進，防災行政無線の機能強化等	市・市民	→	→	→
	流域治水の促進（再掲）	流域治水プロジェクトに基づいた事前防災対策（再掲）	国・県・市	→	→	→
	防災・減災知識の普及啓発	ハザードマップや避難の手引の周知	市・事業者・市民	→	→	→
		避難確保計画の作成	事業者	→	→	→
	ため池の適正管理	農業利用するため池の管理体制の確保	市・市民	→	→	→

短期：令和7年～令和12年（呉市長期総合計画と整合）

中期：令和13年～令和17年（呉市立地適正化計画の目標年）

長期：令和17年以降

カ 目標値

防災指針においては、「安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導」の評価指標である『居住誘導区域内の人口密度』を達成するために、次の整備目標を設定します。

区分	評価指標	現状値 (基準年)	目標値 (目標年)	出典
リスクの回避	市街化区域内の土砂災害特別警戒区域の箇所数	1879か所 (R3)	0か所 (R25)	—
リスクの低減 (ハード)	緊急輸送道路、重要物流道路における橋りょうの耐震化箇所（累計）	0橋 (R元)	27橋 (R7)	第5次呉市長期総合計画
	河川機能強化改修工事実施箇所（累計）	0河川 (R元)	20河川 (R7)	第5次呉市長期総合計画
	急傾斜地崩壊対策工事実施箇所数（累計）	745か所 (R元)	755か所 (R7)	第5次呉市長期総合計画
	高潮（津波）防護達成人口率	63.5% (R元)	67.0% (R7)	第5次呉市長期総合計画
	ボトルネックを解消した河川数（累計）	0河川 (R元)	13河川 (R7)	呉市土木未来プラン
	管路耐震化率（上水道）	12.8% (R4)	21.8% (R15)	呉市上下水道ビジョン
	管渠耐震化率（下水道）	31.1% (R4)	34.7% (R15)	呉市上下水道ビジョン
	雨水排水整備率	38.5% (R4)	42.7% (R10)	呉市上下水道ビジョン
	住宅の耐震化率	81.1% (R2)	100.0% (R17)	呉市耐震改修促進計画 (第3期計画)
	多数の者が利用する建築物等の耐震化率	85.2% (R2)	100.0% (R12)	呉市耐震改修促進計画 (第3期計画)
リスクの低減 (ソフト)	自主防災組織活動カバー率（年間）	83.9% (R元)	88.7% (R7)	第5次呉市長期総合計画
	防災意識向上度（災害対策をしている市民の割合）	73.7% (R元)	90.0% (R7)	呉市土木未来プラン

■目標及び成果指標 ※第6章 計画の推進より

目標	評価指標	計画策定時	目標年時
安全で生活利便性が高い市街地への居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	66.3人/ha (H30)	現状維持 (R17)

(4) 第6章 計画の推進

計画期間中に達成すべき目標の評価指標及び目標値に加えて、改定年における現状値を記載します。

■評価指標及び目標値

目標	評価指標	計画策定時（基準年）	現状値（改定年）	目標値（目標年）
誘導すべき施設の立地	総合交通拠点施設	— （平成30年）	0施設（事業中） （令和6年）	1施設 （令和9年度）
	障害者福祉施設	8地域 （平成30年）	10地域 （令和6年）	11地域 （令和8年）
安全で生活利便性が高い 市街地への居住誘導	居住誘導区域内の人口密度	66.3人/ha （平成30年）	62.2人/ha （令和5年）	現状維持 （令和17年）
快適に多様な「おでかけ」ができる 環境の確保 【呉市地域公共交通計画（素案）から抜粋】	地域の交通による市民一人 当たりの移動回数	【JR呉線 （呉市内の駅のみ）】 39.1回/年・人 （令和5年度）	—	おおよそ 42.2回/年・人 （令和11年度）
		【空港線，バス， 乗合タクシー，航路等】 33.6回/年・人 （令和5年度）	—	おおよそ 36.4回/年・人 （令和11年度）

3 今後のスケジュール

		令和 6 年度						
		10月	11月	12月	1月	2月	3月	
計画改定							● 公表	
	検討委員会	● 計画(改定素案)			● 計画(改定案)			
	議会（行政報告）		● 計画(改定素案)			● 計画(改定案)		
	意見聴取			パブリックコメント・ 地域説明会				
【参考】呉市地域公共交通計画		呉市地域公共交通計画の策定						● 公表

4 市民意見募集（パブリックコメント）及び地域説明会について

(1) 市民意見募集（パブリックコメント）

ア 意見を募集する案件名

呉市立地適正化計画（改定素案）

イ 意見募集期間

令和6年11月28日（木）から同年12月27日（金）まで（30日間）

ウ 計画案の周知方法

(ア) 呉市ホームページへの掲載

(イ) 呉市役所本庁舎6階都市計画課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口における配布

エ 意見書の提出

意見書に必要事項（意見内容並びに住所，氏名及び電話番号）を記入の上，郵送，ファクシミリ，電子メール，電子申請又は持参（都市計画課及び各市民センター（支所）の窓口）により提出

オ 意見の公表場所

呉市ホームページ，呉市役所本庁舎6階都市計画課窓口，1階シビックモール及び各市民センター（支所）窓口

(2) 地域説明会

コンパクト・プラス・ネットワークの都市構造の構築に向けて、その両輪となる本計画と、現在策定中の呉市地域公共交通計画（素案）の内容を併せて説明する地域説明会を次のとおり開催します。

ア 実施期間

令和6年12月予定

イ 実施地域

中央地域及び呉市内の各市民センターの立地する地域（計18地域）